

内閣參質二〇四第一一三号

令和三年六月二十五日

内閣總理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員古賀之士君提出申告期限を延長した企業等の法人税の納税期限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員古賀之士君提出申告期限を延長した企業等の法人税の納税期限に関する質問に対する答弁書

お尋ねの申告期限の延長の特例を受けた場合においては、利子税を納付することにより、延長された申告期限までの納付が可能となつてゐる。